

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年12月22日(2016.12.22)

【公開番号】特開2016-120429(P2016-120429A)

【公開日】平成28年7月7日(2016.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-040

【出願番号】特願2016-77825(P2016-77825)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月1日(2016.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域と、
前記遊技領域が形成される遊技パネルと、
前記遊技パネルの後側に配置され、発光部を備える装飾体と、
前記遊技パネルの後側に配置され、表示領域において表示される所定の演出画像を前記
遊技パネルの開口部を通して視認可能な演出表示手段と、
前記装飾体を、遊技状況に応じて移動させる移動手段と、
を備える遊技機であって、

前記移動手段は、前記遊技パネルと重なる位置となる待機位置と、前記遊技パネルの開
口部と重なる位置となる作動位置とに、前記装飾体を移動可能とし、

前記装飾体は、前記待機位置において視認可能とされ、

前記装飾体が前記待機位置にあるときに、前記発光部を発光させる発光手段を備え、
前記装飾体の発光様態は、前記待機位置における発光様態と前記作動位置における発光
様態とで異なるように発光制御され、

前記所定の演出画像のうち特定の演出画像が導出表示される場合、前記移動手段により
前記装飾体を移動可能にされている
ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記遊技領域に向けて遊技媒体を打ち込む発射手段を備えることを特徴とする請求項1
に記載の遊技機。

【請求項3】

前記遊技領域に遊技媒体を受け入れ可能な入賞口を備えることを特徴とする請求項1又
は2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

この種の遊技機では、装飾体を、透光性を有した部材により形成した上で、装飾体の後側にLED等の発光手段を配置すると共に、発光手段と装飾体との間に発光手段からの光を拡散させるレンズ部材を配置し、遊技状態に応じて発光手段を発光させることで、装飾体をムラなく所定色に発光装饰させ、遊技者の関心を強く引付けることができると同時に、他の遊技機に対して大きく差別化することができるようとしたものが提案されている（例えば、特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【特許文献1】特開2009-153903号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

そこで、本発明は上記の実情に鑑み、遊技者の関心を強く引付けることが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記した目的を達成するため、請求項1に係る発明においては、
遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域と、
前記遊技領域が形成される遊技パネルと、
前記遊技パネルの後側に配置され、発光部を備える装飾体と、
前記遊技パネルの後側に配置され、表示領域において表示される所定の演出画像を前記遊技パネルの開口部を通して視認可能な演出表示手段と、
前記装飾体を、遊技状況に応じて移動させる移動手段と、
を備える遊技機であって、

前記移動手段は、前記遊技パネルと重なる位置となる待機位置と、前記遊技パネルの開口部と重なる位置となる作動位置とに、前記装飾体を移動可能とし、

前記装飾体は、前記待機位置において視認可能とされ、

前記装飾体が前記待機位置にあるときに、前記発光部を発光させる発光手段を備え、

前記装飾体の発光態様は、前記待機位置における発光態様と前記作動位置における発光態様とで異なるように発光制御され、

前記所定の演出画像のうち特定の演出画像が導出表示される場合、前記移動手段により前記装飾体を移動可能にされている

ことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 3 】

このように、本発明によれば、遊技者の関心を強く引付けることが可能な遊技機を提供することができる。